兵庫県公報

令和2年4月1日 水曜日 第2号外

発行人兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

達

達第1号

本庁地方機関

次の各号に該当する職員は、別に発令されない限り、それぞれ当該各号により発令されたものと心得られたい。

1 行政組織規則等の一部を改正する規則(令和2年兵庫県規則第28号。以下「規則」という。)の施行の際、次の表の左欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

企画県民部知事室秘書課	企画県民部知事公室秘書課	
企画県民部知事室儀典室	企画県民部知事公室儀典室	
企画県民部広報戦略課	企画県民部知事公室広報戦略課	
企画県民部広聴課	企画県民部知事公室広聴課	
企画県民部地域創生局地域創生課	企画県民部地域創生局	
企画県民部地域創生局地域振興課	企画県民部地域創生局	
企画県民部地域創生局地域資源課	企画県民部地域創生局	
企画県民部県民生活局芸術文化課	企画県民部知事公室芸術文化課	
健康福祉部社会福祉局生活支援課	健康福祉部社会福祉局地域福祉課	
産業労働部国際局国際交流課	産業労働部国際交流課	
産業労働部国際局国際経済課	動部国際局国際経済課 産業労働部国際経済課	
産業労働部観光振興課	産業労働部観光局観光企画課	
産業労働部国際観光課	産業労働部観光局観光推進課	
淡路県民局県民交流室	淡路県民局交流渦潮室	

2 規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

企画県民部地域創生局地域創生課企画官(神戸・淡 企画県民部地域創生局企画官(神戸・健康福祉担当) 路・健康福祉担当)

西宮こども家庭センター家庭支援課長	西宮こども家庭センター家庭支援第1課長
健康福祉部社会福祉局社会福祉課福祉企画班主幹 (介護福祉士養成施設担当)	健康福祉部少子高齢局高齢政策課介護基盤整備班 主幹(介護福祉士養成施設担当)
東播磨県民局加古川健康福祉事務所福祉課長	東播磨県民局加古川健康福祉事務所生活福祉課長

3 令和2年3月31日に次の表の第1欄に掲げる組織におかれている職に補せられ、又は命じられていた職員で、同表の第2欄に掲げる団体への派遣を命じられていた者は、それぞれ同表の第3欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、又は命じられ、同表の第2欄に掲げる団体への派遣を命じられたものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
企画県民部企画財政局総務課	都市防災研究所アジア防災センター	アジア防災センター

- 4 規則の施行の際、健康福祉部社会福祉局社会福祉課主査若しくは主任に補せられ、又は健康福祉部社会福祉局社会福祉課勤務を命じられている職員(地域福祉に関する業務を担当する者に限る。)は、それぞれ健康福祉部社会福祉局地域福祉課主査若しくは主任に補せられ、又は健康福祉部社会福祉局地域福祉課勤務を命じられた者とする。
- 5 規則の施行の際、健康福祉部社会福祉局社会福祉課主査若しくは主任に補せられ、又は健康福祉部社会福祉局社会福祉課勤務を命じられている職員(福祉人材に関する業務を担当する者に限る。)は、それぞれ健康福祉部少子高齢局高齢政策課主査若しくは主任に補せられ、又は健康福祉部少子高齢局高齢政策課勤務を命じられた者とする。
- 6 規則の施行の際、農政環境部農林水産局水産課主査若しくは主任に補せられ、又は農政環境部農林水産局水産課勤務を命じられている職員(全国豊かな海づくり大会推進に関する業務を担当する者に限る。)は、それぞれ農政環境部全国豊かな海づくり大会推進室全国豊かな海づくり大会企画課主査若しくは主任に補せられ、又は農政環境部全国豊かな海づくり大会推進室全国豊かな海づくり大会企画課勤務を命じられた者とする。

令和2年4月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三